大和市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月１６日

大和市長　古谷田　　力

大和市規則第４６号

大和市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大和市市営住宅条例施行規則（平成９年大和市規則第３８号）の一部を次のように改正する。

第９条を削る。

第８条第１項第３号中「規定する」を「掲げる」に改め、同条を第９条とする。

第７条第２項中「、入居申込者又はその同居させようとする親族に関する住民票の写し、収入の額を証する書類」を削り、同条を第８条とし、第６条を第７条とし、第５条の次に次の１条を加える。

（実態調査）

第６条　市長は、前条第１項の規定による申込みをした者に対し、必要に応じ、実態調査を行うことができる。

第１３条及び第１４条第３項第１号中「第１１条第５項」を「第１１条第４項」に改める。

第２０条中「第１９条第３項」を「第１９条第４項」に改める。

第２５条第２項中「あるのは」の次に「、」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。